

財政健全化法に基づく健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、毎年度、決算に基づく財政の健全性を示す指標（健全化判断比率および資金不足比率）を監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することになります。なお、健全化判断比率等が基準以上となった場合には、健全化計画の策定が義務付けられています。

健全化判断比率は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります((4)は財政再生基準なし)。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準があります。

小坂町の平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり、いずれも基準以下となり、すべて健全となりました。

1. 平成23年度決算に基づく健全化判断比率

指 標		比 率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	—	15. 0%	20. 0%
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20. 0%	30. 0%
	実 質 公 債 費 比 率	13. 3%	25. 0%	35. 0%
	将 来 負 担 比 率	80. 5%	350. 0%	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

2. 平成23年度決算に基づく資金不足比率

指標	特別会計名	比 率	経営健全化基準
資金不足比率	小坂町水道事業会計	—	20. 0%
	小坂町簡易水道事業特別会計	—	
	小坂町下水道事業特別会計	—	

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

問い合わせ先

総務課企画財政班 電話 0186-29-3903